

景観形成基準

届出対象行為ごとの市域共通の景観形成基準は次のとおりです。

① 建築物の新築・増築・改築又は移転

項目	基準																
配置	<ul style="list-style-type: none"> 眺望地点からの眺望への見通しを阻害しないように見通し線を確認し、これを避ける配置とする。 周辺の地形やまち並みなどの景観の基調を確認し、目立った印象とならないような配置とする。 道路等公共施設に面する壁面などは後退し、修景空間や公開空地的な空間、隠蔽植栽のための空間を確保する。 																
形態	<ul style="list-style-type: none"> 形態は、周辺の地形やまち並みなどと調和し、目立った印象とならないようにする。 屋根は、周辺の地形やまち並みなど景観の基調を確認し、これと調和する形状とする。 																
壁面デザイン	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観の基調（水平・垂直基調、陰影、スケールなど）を確認し、これと調和する壁面デザインとする。 単調な大壁面とならないようにする。 壁面や屋上の緑化に努める。 外観あるいは外構の一部に、三島の個性を感じさせる素材を活用する。 																
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観の基調色は、周辺のまち並みや建築物等と調和した色彩とする。 日本工業規格 Z8721〔色の表示方法－三属性による表示〕（以下、マンセル値と呼ぶ。）において、以下のとおりとすること。 <table border="1" data-bbox="443 1473 1425 1832"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 R (10 RP) ～ 5 R</td> <td>4 以下</td> <td rowspan="6">2 以上</td> </tr> <tr> <td>5 R ～ 10 R</td> <td>5 以下</td> </tr> <tr> <td>0 Y R (10 R) ～ 10 Y R</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>0 Y (10 Y R) ～ 5 Y</td> <td>5 以下</td> </tr> <tr> <td>5 Y ～ 10 Y</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3 以下</td> </tr> </tbody> </table> ただし、建築物の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分及び見付面積の5分の1未満の範囲の部分の色彩については、この限りではない。 	色相	彩度	明度	0 R (10 RP) ～ 5 R	4 以下	2 以上	5 R ～ 10 R	5 以下	0 Y R (10 R) ～ 10 Y R	6 以下	0 Y (10 Y R) ～ 5 Y	5 以下	5 Y ～ 10 Y	4 以下	その他	3 以下
色相	彩度	明度															
0 R (10 RP) ～ 5 R	4 以下	2 以上															
5 R ～ 10 R	5 以下																
0 Y R (10 R) ～ 10 Y R	6 以下																
0 Y (10 Y R) ～ 5 Y	5 以下																
5 Y ～ 10 Y	4 以下																
その他	3 以下																

項目	基準
付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外階段は、建物本体と一体的、あるいは調和したデザインとする。 ・屋上に設ける設備は、外部から見えにくくなるよう設置する、あるいは壁面の立ち上げやルーバー等により隠すようにする。 ・外壁の設備配管や設備機器は、外部から見えにくくなるよう設置する、あるいは建物本体と一体的、もしくは調和したデザインとする。
道路に面した空地	<ul style="list-style-type: none"> ・前面道路等に面した壁面後退部分の空地は、歩道や広場として開放する、あるいは緑化等により修景する。
外柵・塀・門柱・門扉	<ul style="list-style-type: none"> ・建物本体や周辺のまち並みと調和し、圧迫感のないものとする。 ・公開空地への立入を妨げず、透過性のあるものとする。
植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の既存樹木は極力保全し、修景に活かす。 ・敷地内のオープンスペースの緑化に努める。 ・周辺植生に調和する樹種を選択する。 ・敷地入り口周辺、建物までのアプローチ通路沿いなどは、花壇やプランターボックス等により演出する。
駐車場等	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場や駐輪場は、うるおいある空間となるように、緑化や舗装デザインに配慮するとともに、必要に応じて道路等から見えにくくなるようにする。
付属施設	<ul style="list-style-type: none"> ・機械式駐車場は、建物本体と一体的、あるいは調和したデザインとする。 ・電気室、機械室、トイレ、ゴミ置場等は、目立たない位置に配置するとともに、建物本体や周辺景観と調和するデザインとする。 ・施設の周囲に、目隠しや防音のための植栽等を施す。
建築物に付帯する広告物及び同敷地内の広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物は、自家広告のみとする。 ・屋上看板、突出看板は建築物等と一体化を図り、看板部分の面積は最小限に留める。 ・広告塔などの独立看板を設置する場合は、集約化、小面積化、デザインの高質化、建物本体との調和など、周辺の景観を損なわないようにする。 ・看板の地色には、高彩度色や蛍光色の使用をできるだけ避ける。